

明石市市民参画条例
平成28年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1 市民参画手続の実施状況

- (1) 平成 28 年度の市民参画手法の実施状況について (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～ (3)
- (3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 (4)

2 政策提案の取扱状況

- ▶ 取扱いの実績はありませんでした。

II 参考資料編

1 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (5)
- (2) 意見公募手続 (6)
- (3) 審議会等手続 (7)
- (4) 意見交換会手続 (8)
- (5) その他の手法 (9)

※ワークショップ手続、公聴会手続及び政策公募手続の実績はありませんでした。

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等

(条例・計画) (1 0)

3 平成 28 年度に設置していたすべての審議会等の状況

- (1) 法律・条例に基づくもの (1 3)
- (2) 規則・要綱に基づくもの (1 6)

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

- ① 判断基準 (1 8)
- ② フロー図 (2 1)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 平成 28 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 28 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等（条例制定や計画書策定等）の数は 9 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 28 年度に実施した政策等は 8 件でした。実施しなかった 1 件は審議会が平成 29 年度まで続くことから、審議会終了後に意見公募手続を実施する予定となっています。つまり、年度を限定しなければ、全ての政策等で意見公募手続を実施予定となっています。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 28 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等の開催、意見交換会、その他の手法が市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、9 政策等のうち 4 政策等で実施されました。

意見交換会については、3 件で実施されましたが、その内「中核市移行に関する基本的な考え方の策定」において、平成 28 年 6～7 月に 6 回開催し、延べ 152 人の参加のもと、18 件の意見をいただきました。また、「明石市こども総合支援条例の制定」において、平成 28 年 6～7 月に 2 回開催し、延べ 140 人の参加のもと、30 件の意見をいただきました。さらに、「明石市火災予防条例の改正」において、平成 28 年 10 月に 2 回開催し、延べ 46 人の参加のもと、7 件の意見をいただきました。

その他の手法については、2 件で実施されましたが、その内「公共施設配置適正化実行計画の策定」において、平成 27 年度に実施した市民アンケート回答者のうち、同意を得て登録した施設モニターに対して、実行計画案についてのアンケートを実施しました。また、「明石市こども総合支援条例の制定」において、市内小学校 6 年生に対して、普段の生活やこまりごとなどについてのアンケートを実施しました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数： 9 件	市民参画手法						計
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他※2	ワークショップ ^o	公聴会	
実施件数	8 件※1	4 件	3 件	2 件	—	—	17 件
意見数	166 意見		55 意見	—	—	—	221 意見
参加者数		46 人 (傍聴者数)	338 人	408 人	—	—	792 人

※ 1 政策等数 9 件のうち意見公募を 28 年度に実施しなかった 1 件は 29 年度以降に実施予定。

※ 2 アンケートを実施。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他	
H28	9件	8件	4件	3件	—	—	2件	17件
H27	13件	12件	11件	2件	—	—	1件	26件
H26	18件	16件	17件※	1件	—	—	1件	35件

※ 審議会等は政策等ベースで延べ件数をカウントした。審議会の実数は12審議会となっている。

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他
H28	意見数	21意見		18意見	—	—	—
	参加者数		12人	113人	—	—	408人
H27	意見数	27意見		47意見	—	—	—
	参加者数		14人	56人	—	—	1,443人
H26	意見数	17意見		49意見	—	—	—
	参加者数		29人※1	73人	—	—	746人

※1 審議会の実数12審議会に割った傍聴者の平均人数。

(2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 28 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 9 件のうち意見公募手続を実施したのは 8 件でした。この 8 件のうち、7 件で意見が提出されました。

意見が提出された 7 件のうち、3 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	8 件／9 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	3 件／7 件

★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
中核市移行に関する基本的な考え方の策定	● 文言の表現に関する意見を受けて、表現を修正しました。
明石市こども総合支援条例の制定	● 「目的」において、児童の権利にも言及してはどうかという意見を受けて、文言を追記しました。 ● その他、文言の表現に関する意見を受けて、表現を複数修正しました。
第 2 次明石市交通安全計画の策定	● 文言の表現に関する意見を受けて、表現を修正しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることがうかがえます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数（※）	平成28年度に実施しなかった理由
			H28	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	7件/9件	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度以降に意見公募を実施予定のため。（景観計画の策定） ● 平成26、27年度に既に審議会において審議したため。（明石市水道事業経営戦略の策定）
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	9件/9件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	8件/9件	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度以降も継続審議するため。（景観計画の策定・・・平成29年度以降に意見公募手続を実施予定）
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	7件/8件	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該意見公募の結果のみならず、今後の市民参画手続の結果も踏まえて決定するため。（公共施設配置適正化実行計画の策定）
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	8件/8件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
審議会等	委員数	20人以内	5件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	3件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関からの推薦者に男性が多かったため。（財政健全化推進市民会議／交通安全対策会議）
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	4件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い立場の人から均等に意見を貰う必要があったため。（交通安全対策会議）
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	5件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	5件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
	公開	会議を公開で開催している	5件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
	公表	会議録を作成し、公表している	5件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● -
意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	0件/3件	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者を中核市へ移譲される事務に関連のある団体としていたことから公表が不要と判断したため（中核市移行に関する基本的な考え方の策定） ● 特定の対象者に対して実施しているため（明石市子ども総合支援条例の制定／明石市火災予防条例の改正）
	公表	開催記録を作成し、公表している	2件/3件	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者を中核市へ移譲される事務に関連のある団体としていたことから公表が不要と判断したため（中核市移行に関する基本的な考え方の策定）
その他	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0件/2件	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の対象者に対してアンケートを実施しているため。（公共施設配置適正化実行計画の策定／明石市子ども総合支援条例の制定）
	結果公表	実施結果等を公表している	2件/2件	<ul style="list-style-type: none"> ● -

※ 平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

II 参考資料編

1 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の 策定 時期	政策等の概要	市民参画手続 実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
		部名	課名				意見 公募	審議会 等	意見 交換会	ワー クシ ョッ プ	公聴会	政策 公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の運用 (条例第6条第2項に該当する政 策等に限定。)
1	中核市移行に関する基 本的な考え方の策定	政策部	中核市準備 室	H28.10	中核市移行に向けた基本的な考え方を策定する。	条例第6条第2項第5号	○		○						
2	公共施設配置適正化実 行計画の策定	財務部	財政健全化 室	H29.3	公共施設配置の適正化に向けて、今後10年間の各施設の具体的な取り組みや内容やスケジュールを示す「明石市公共施設配置適正化実行計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	財政健全化推進市民会議				○			
3	明石文化芸術創生基本 計画の改定	文化・スポーツ部	文化振興課	H29.3	計画期間の半分を経過したことから、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、「明石文化芸術創生基本計画」の改定を行った。	条例第6条第1項	○	明石文化芸術創生会議							
4	明石市子ども総合支援 条例の制定	子ども未来部	子育て支援課	H28.12	「明石市子ども総合支援条例」を制定し、ことにも対する総合的な支援を推進する。	条例第6条第2項第3号	○		○						
5	第2次明石市環境基本 計画の改定	環境部	環境総務課	H29.8	環境の保全及び創進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である。	条例第6条第2項第2号	○	環境審議会							
6	景観計画の策定	都市整備部	都市計画課		景観行政団体移行により、法を適用した効果的な景観施策を展開するにあたり、景観計画区域や景観形成の基準などを定めた「景観計画」を策定する。	条例第6条第2項第2号		都市景観審議会						平成29年度以降に意見公募を実施する予定であるため。	
7	第2次明石市交通安全 計画の策定	土木交通部	交通安全課	H29.3	第2次明石市交通安全計画の策定	条例第6条第2項第2号	○	交通安全対策会議							
8	明石市水道事業経営 戦略の策定	水道部	総務課	H29.3	明石市水道事業が今後50年後も安定した経営を続けるため、経営戦略を策定する。	条例第6条第2項第2号	○							平成26、27年度に審議会において審議したため。	
9	明石市火災予防条例の 改正	消防本部	予防課	H29.3	消防法令に関する重大な違反がある建物の情報を市ホームページで公表（情報提供）するため、明石市火災予防条例を改正する。	条例第6条第1項	○								

(2) 意見公募手続

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法		意見の提出数		意見の提出方法（人数）				提出意見の検討	未達成理由		2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による結果の公表
		部名	課名	開始日	終了日	実施の公表方法	人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他		政策等の修正の有無	30日以上の意見書出期間		
1	中核市移行に関する基本的な考え方の策定	政策部	中核市準備室	H28.7.15	H28.8.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 行政情報センター 中核市準備室窓口	6	22	1	0	3	2	0	有	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室窓口			
2	公共施設配置適正化実行計画の策定	財務部	財政健全化室	H29.1.24	H29.2.15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 財政健全化室窓口	9	12	0	0	5	4	0	無	市ホームページ 財政健全化室窓口	計画対象施設の取組内容の詳細については、今回の意見公募の範囲のみならず、今後の市民参画手順の結果も踏まえ決定するため。		
3	明石文化芸術創生基本計画の改定	文化・スポーツ部	文化振興課	H29.2.24	H29.3.25	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 文化振興課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市広報紙 市ホームページ			
4	明石市子ども総合支援条例の制定	こども未来部	子育て支援課	H28.9.21	H28.10.21	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 子育て支援課窓口	13	79	2	1	4	6	0	有	市ホームページ 子育て支援課			
5	第2次明石市環境基本計画の改定	環境部	環境総務課	H29.3.15	H29.4.14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 環境総務課窓口	2	4	0	0	1	1	0	無	市ホームページ 環境総務課窓口			
6	第2次明石市交通安全計画の策定	土木交通部	交通安全課	H28.12.5	H29.1.4	市ホームページ 公示板 交通安全課窓口 行政情報センター 市民センター	11	32	3	2	2	4	0	有	市ホームページ 交通安全課窓口			
7	明石市水道事業経営戦略の策定	水道部	総務課	H28.12.1	H29.1.13	市広報紙 市ホームページ 水道部ホームページ 市民センター 行政情報センター サービスコーナー 水道部総務課窓口 水道料金お客課センター	5	16	1	0	2	2	0	無	市ホームページ 水道部ホームページ 市民センター 行政情報センター サービスコーナー 水道部総務課窓口 水道料金お客課センター			
8	明石市火災予防条例の改正	消防本部	予防課	H28.11.15	H28.12.14	市広報紙 市ホームページ 行政情報センター 予防課窓口 消防各分署	1	2	0	0	1	0	0	無	市ホームページ 予防課窓口			

(3) 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募			委員名簿の公表			開催実績			会議の公開			会議録の公表			未達成理由					備考			
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H28実績	公表しない理由	H28	可否	H28実績	傍聴者数(延)	公開しない理由	可否	H28実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)		H29		
1	財政健全化推進市民会議	財政健全化室	H26.4	条例	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化に係る計画、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について調査審議する。	2	0	4	4	10	8	2	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	3	○	3	21	-	○	○	有								有	
2	明石文化芸術創生会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生条例	文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。	5	0	2	3	10	6	4	○	1	1	6	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								有	
3	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関すること等について調査審議する。	6	0	4	8	18	11	7	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	4	○	4	22	-	○	○	有								有	
4	交通安全対策会議	交通安全課	H23.9	法律 条例	交通安全対策基本法 交通安全対策会議条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。	0	8	3	13	24	19	5	○	2	1	3	論文	-	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参画が必要のため(※条例で委員を25人以内、特別委員を若干人置くことができる。と定めている。)	主に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が主に男性であるため	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参画が必要のため公募枠が限られていたから						有
5	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	8	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	有								有	
合計						19	8	15	28	70	49	21	○	5	8	7	33			○	○	-	10	○	5	10	50	-	○	○									

(4) 意見交換会手続

No.	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	中核市移行に関する基本的な考え方の策定	政策部	中核市準備室	428.6.16 428.6.20 428.6.30 428.7.13 428.7.14	木 水 水 水 木	13:45~ 14:00 16:40~ 17:00 10:00~ 10:50 14:05 14:15 103AB会議室 13:50~ 14:00 10:30~ 12:00	明石市医師会 多目的ホール 総合福祉センター3階 和室 勤労福祉センター2階 会議室 本庁舎会議棟 103AB会議室 市民会館 第1.2会議室 明石クリンセン ター 会議室	-	中核市へ移譲される事務に關連がある団体	152	18		対象者を中核市へ移譲される事務に關連のある団体としていたことから公表が不要と判断したため	対象者を中核市へ移譲される事務に關連のある団体としていたことから公表が不要と判断したため	対象者を中核市へ移譲される事務に關連のある団体としていたことから公表が不要と判断したため
2	明石市子ども総合支援条例の制定	こども未来部	子育て支援課	428.6.26 428.7.14	日 水	10:00~ 12:00 11:35~ 12:20	明石市医師会 入丸小学校 外	対象者へ直接通知	子ども・子育て委員会 市内の小学6年生児童	140	30	明石市子ども・子育て委員会等での主な意見の報告	特定の対象者に対して実施しているため	特定の対象者に対して実施しているため	特定の対象者に対して実施しているため
3	明石市火災予防条例の改正	消防本部	予防課	428.10.17 428.10.20	月 木	14:45~ 15:15 14:40~ 15:00	市防災センター 3階多目的ホール	対象事業者へ直接通知	明石防火協会の3部会 明石防火協会の2部会	46	7	市ホームページ 予防課窓口	特定の対象者に対して実施しているため	特定の対象者に対して実施しているため	特定の対象者に対して実施しているため

(5) その他の手法

No.	政策等の名称	担当部署		実施方法(日時・期間・場所など)	実施の公表		対象	参加者・提出数など	結果の公表方法	未達成理由	
		部名	課名		方法	期間				2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	公共施設整備適正化実行計画の策定	財務部	財政健全化室	【期間】H29.2.1~H29.2.15 【対象】H27年度に実施した公共施設に関する市民アンケート(無作為抽出した市内存在の18歳以上の(3,000人)回答者のうち、同意を得て登録した施設モニター(272人))	対象者への郵送又は電子メールの送付	H29.2.1~H29.2.15	市内女性の18歳以上の人	105人	市ホームページ 財政健全化窓口	特定の対象者に対して不定期でアンケートを実施しているため	
2	明石市子ども総合支援条例の制定	こども未来部	子育て支援課	【期間】H28.7.4~H28.7.11 【対象】市内小学校6年生(303人)	各小学校への依頼	-	市内小学校3校の6年生	303人	明石市子ども・子育て会議、市議会議員会等での主な意見の報告	特定の対象者に対してアンケートを実施しているため	

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H28.7.1	明石市立学校給食センター条例	市立中学校における学校給食の調理等の業務を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市に学校給食センターを設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	条例第6条第3項第4号	学校給食課
2	H28.7.1	明石市議会議員及び明石市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	選挙管理事務局
3	H28.7.1	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	地方公務員災害補償法施行令等の一部改正に伴い、傷病補償年金又は休業補償の支給事由と同一の事由により障害厚生年金等が支給される場合の調整率を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	人事課
4	H28.7.1	明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例	大窪村財産区立中ノ番会館を地元自治会に譲渡し、一層地域に密着した施設とするため、財産区立会館としての当該会館を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ②	管財課
5	H28.9.30	明石市民センター設置条例の一部を改正する条例	市民センターの所管区域が、その位置する町の全域であることを明らかにしようとするもの。	A	条例第6条第3項5号	大久保市民センター
6	H28.9.30	あかし男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	地方自治法の規定に基づく指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ①	男女共同参画課

※「区分」のA、Cは、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。
 ※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の表の①～⑩を指します。
 ※参考：市民参画条例第6条第3項各号
 (1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。その他金銭の徴収に関するもの）
 (2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの。
 (3) 法令（法律、法律に基づく命令（告知を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの
 (4) 市長等の期間内部の事務処理に関するもの
 (5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの
 (6) 特に緊急の必要のため、作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

<条例>

7	H28.9.30	明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	地方自治法の規定に基づき指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ①	生涯学習センター
8	H28.9.30	明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険法の一部改正により、定員18人以下の通所介護を行う事業所（地域密着型通所介護事業所）の指定権限が県から市に移行したことに伴い、その指定等について必要な基準を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	高年介護室
9	H28.12.26	外国の地方公共団体の機関等に派遣される明石市職員の処遇等に関する条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
10	H28.12.26	明石市農業委員会の委員等の定数に関する条例	農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ①、③	農業委員会事務局
11	H28.12.26	明石市市税条例の一部を改正する条例	平成28年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例を延長するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	税制課
12	H28.12.26	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険料の算定の特例を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第3号	国民健康保険課
13	H28.12.26	明石市都市公園条例の一部を改正する条例	道路交通法の一部改正により、自動車の種類として準中型自動車の新設されたことに伴い、駐車場使用料の規定について所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	緑化公園課
14	H28.12.26	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額、扶養手当の額及び勤勉手当の支給率等を改定するとともに、国公準拠を基本とした給与水準の適正化を図るため、定期昇給を停止又は半減する措置を講じようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
15	H28.12.26	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
16	H29.3.27	明石市事務分掌条例の一部を改正する条例	中核市への円滑な移行及び「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図るため、部を廃止し局制を導入するなど組織の根本的な見直しを行うようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	総務課
17	H29.3.27	明石市公告式条例の一部を改正する条例	事務の効率化の観点から、条例、規則等の公布方法の見直しを図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課

18	H29.3.27	明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）において年金額関係情報が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に追加されたことに伴い、庁内において年金額関係情報を部署をまたいで利用（連携利用）できるようにするに当たり、連携利用できる特定個人情報について定めた規定を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課
19	H29.3.27	明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の給与改定に準じ、任期付短時間勤務職員の給料月額を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課
20	H29.3.27	明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇、育児休業等の取得要件を緩和するとともに、介護時間の制度を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	人事課
21	H29.3.27	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、一定の建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新設するとともに、同法の施行に伴い低炭素建築物の認定基準が改正されたことから、当該認定に係る手数料を見直すほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	建築安全課
22	H29.3.27	あかしこども広場条例の一部を改正する条例	市民の利用を促進するため、一時保育ルームの使用料の見直し及び親子交流スペースの使用料の新設のほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	子育て支援課 こども育成室
23	H29.3.27	明石市立認定こども園条例及び明石市立保育所条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	こども育成室
24	H29.3.27	明石市墓園条例の一部を改正する条例	明石市石ヶ谷墓園に合葬式墓地を新たに設置することに伴い、その使用者等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ④	緑化公園課
25	H29.3.27	明石市立産業交流センター条例の一部を改正する条例	明石市立産業交流センターの一部を廃止して保健所を整備すること及び利用者の利便性の向上を図るため展示場を部分使用できるようにすることに伴い、利用料金表を改定しようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	産業政策課
26	H29.3.27	明石市農業共済条例の一部を改正する条例	農家の経営の安定及び共済事業への加入の促進を図るため、農作物共済及び園芸施設共済に係る事務費賦課金を引き下げようとするもの。	C	判断基準 I ④	農水産課
27	H29.3.27	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	こども園に勤務する保育教諭に係る処遇の一元化を図るため、保育教諭のうち幼稚園教諭であった者について、行政職給料表を適用するとともに、幼稚園教育職員給料表からの切替えに伴う経過措置を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	人事課

3 平成28年度に設置していたすべての審議会等の状況

(1) 法律・条例に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	根拠	名称	主な審議事項	学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H28実績	公表しない理由	H28	可否	H28実績	情報数(証)	公開しない理由	可否	H28実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H28	備考	
1 国民保護協議会	総合安全対策局	H18.4	法律 条例	国民保護法 国民保護条例	国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	3	11	0	22	36	30	6	×	-	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要なため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	国民保護の措置を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で40人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)						有	
2 防災会議	総合安全対策局	S38.6	法律 条例	災害対策基本法 防災会議条例	・地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ・市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。 ・市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	3	10	0	15	28	24	4	×	-	-	-	-	法令及び条例に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要なため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有	災害対応を行う主要な機関をすべて含めて組織する必要があるため(※条例で30人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)						有	
3 個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	個人情報保護条例	個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的知識が必要であり、男女比を考慮しにくい						有	
4 情報公開審査会	市民相談室	S63.6	条例	情報公開条例	不服申立事案及び情報公開制度に関する重要事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	1	×	-	-	非公開情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的知識が必要であり、男女比を考慮しにくい						有	
5 公務災害補償等認定委員会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害及び通勤災害に係る認定事項について調査審議する。	1	1	0	3	5	4	1	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	認定の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	随時開催
6 公務災害補償等審査会	人事課	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害、補償金額に関する申立事項について調査審議する。	1	0	0	2	3	3	0	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	随時開催
7 特別報酬等審議会	人事課	S41.10	条例	附属機関の設置に関する条例	議員報酬の額及び市長及び副市長の給料の額について審査し、市長に意見の申出を行う。	1	0	4	6	11	8	3	○	1	1	5	論文及び面接	-	○	○	-	3	○	3	3	-	○	○	有		委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	
8 職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	人事課	H24.4	条例	附属機関の設置に関する条例	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等について審議する。	3	2	2	0	7	6	1	○	2	0	5	論文及び面接	-	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	2	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(学識経験を有する者・専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	
9 財政健全化推進市民会議	財政健全化室	H26.4	条例	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化に係る計画、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について調査審議する。	2	0	4	4	10	8	2	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	3	○	3	21	-	○	○	有		委員要件である関係機関及び関係団体の代表者に男性が多い						有	
10 鳥羽厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	9	12	7	5	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有	
11 井財天厚生館運営委員会		S62.9				1	1	0	9	11	7	4	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
12 松陰厚生館運営委員会		S62.9				1	0	0	13	14	8	6	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
13 西大塚厚生館運営委員会	人権推進課	S62.9	条例	厚生館条例	厚生館の運営方針、並びに厚生館が自ら企画実施する主要事業等に関して、協議・提言を行う。	2	0	0	11	13	8	5	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
14 西八木厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	12	15	10	5	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
15 美里厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	12	14	6	8	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
16 上西厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	10	5	×	-	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無							有		
17 市民参画推進会議	市民協働推進室	H23.4	条例	市民参画条例	市民参画条例の運用課題等について審議する。	2	0	4	4	10	5	5	○	2	2	4	論文	-	○	○	-	1	○	1	5	-	○	○	有							有		

審議会等の名称	事務局	設置年月	根拠	名称	主な審議事項	学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H28実績	公表しない理由	H28	可否	H28実績	傍聴者数(証)	公開しない理由	可否	H28実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H28	備考				
18	国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律 条例	国民健康保険法 国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	4	0	3	4	11	7	4	○	1	2	4	論文	-	○	○	-	2	○	2	3	-	○	○	有							有				
19	地方独立行政法人 明石市立市民病院 評価委員会	地域医療課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人 地方独立行政法人 明石市立市民病院 評価委員会条例	・各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価結果を踏まえ、法人へ業務運営の改善を勧告する。 ・中期目標を作成・変更する際に意見を述べる。 ・中期計画の作成、変更を市長が認可する際に意見を述べる。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要のため	○	○	-	4	○	4	2	-	○	○	有		条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため							有			
20	明石文化芸術創生 会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生 条例	文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。	5	0	2	3	10	6	4	○	1	1	6	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								有			
21	文化財審議会	文化振興課	S41.12	法律 条例	文化財保護法 文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関し必要な調査研究を行うため審議を行う。	5	0	0	0	5	5	0	×	-	-	-	文化に関し高度な専門的な知識が必要のため	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有		文化財に係る専門分野で女性の適任者がいなかったため								有		
22	民生委員推薦会	福祉総務課	S23.7	法律	民生委員法	民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	1	2	0	10	13	9	4	×	-	-	-	人選に関する審議内容で、個人のプライバシーに関するものであるため	○	○	-	4	×	-	-	厚生労働省通知で非公開とされているため	×	-	無										有	推薦委員の任期はH28.2.5～H29.2.4であり、一旦満了。H29.5.30～委員構成の一部変更し委員予定。	
23	明石市手話言語等 コミュニケーション 施策推進協議会	福祉総務課	H27.11	条例	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく具体的な施策の検討	2	0	3	10	15	8	7	○	1	2	4	論文	-	○	○	-	2	○	2	0	-	○	○	有									有		
24	明石市障害者の差別の解消を支援する 地域づくり協議会	福祉総務課	H28.5	条例	明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例	障害者配慮条例に基づく具体的な施策の検討	1	0	4	13	18	12	6	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	4	○	4	10	-	○	○	有									有	新設	
25	障害者介護認定等 審査会	障害福祉課	H18.4	法律 条例	障害者総合支援法 障害者総合支援法の施行に関する条例	障害支援区分認定等に関する審査判定を行う。	17	0	0	10	27	18	9	×	-	-	-	障害者の実情に通り、障害福祉の学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	38	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無											有	
26	介護認定審査会	高齢介護室	H11.10	法律	介護保険法	介護保険の要介護認定等に関する審査判定を行う。	85	0	0	0	85	48	37	×	-	-	-	保健、医療又は福祉に関する学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	395	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無	取扱い件数が多いため、26の合議体を置き、分担して審査判定を行っているため(※条例で定数105人以下と定められている)									有		
27	子ども・子育て会 議	子ども育成室	H25.9	法律 条例	子ども・子育て支援法 子ども・子育て会議 条例	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項等について調査審議する。	2	2	4	12	20	11	9	○	4	0	4	論文	-	○	○	-	3	○	3	59	-	○	○	有									有		
28	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関すること等について調査審議する。	6	0	4	8	18	11	7	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	4	○	4	22	-	○	○	有									有		
29	農業共済損害評価 会	農水産課	S45.10	法律 条例	農業災害補償法 農業共済条例	共済事故の認定に関する重要事項(農作物共済:損害評価に関する当初評価高、家畜共済:家畜共済評価基準、囲芸施設共済:損害の防止)について調査審議する。	19	2	0	0	21	16	5	×	-	-	-	農業共済事業及び農作物又は家畜、囲芸に関する学識経験が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	個人情報を取り扱うため	×	-	無	分野に応じて3つの部会を置いており、それぞれの専門分野の委員が必要となるため(※条例で25人以上と定められている)	委員要件として専門分野の知識と経験が必要であり人材が限定されるため								有		
30	交通安全対策会議	交通安全課	H23.9	法律 条例	交通安全対策基本法 交通安全対策会議 条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。	0	8	3	13	24	19	5	○	2	1	3	論文	-	○	○	-	1	○	1	4	-	○	○	有	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参画が必要のため(※条例で委員を25人以内、特別委員を若干人置くことができる。)	主に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が主に男性であるため	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参画が必要のため公募が限られていたから							有	

審議会等の名称	事務局	設置年月	根拠	名称	主な審議事項	学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H28実績	公表しない理由	H28可否	H28実績	傍聴者数(座)	公開しない理由	可否	H28実績	個別HPの有無	委員数 20人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H29	備考		
31	住居表示審議会	都市計画課	S37.10	条例	附属機関の設置に関する条例	住居表示整備事業に関する重要事項について調査審議する。	3	0	0	3	6	5	1	×	-	-	-	審議内容が専門的な内容であること及び住居表示の実施については特定の地域に限定されるため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有								無	
32	都市計画審議会	都市計画課	H12.4	法律 条例	都市計画法 都市計画審議会条例	都市計画に関する事項を調査審議する。	5	0	3	9	17	14	3	○	2	1	8	論文及び面接		○	○	-	2	○	2	6	-	○	○	有								有
33	都市景観審議会	都市計画課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	8	論文及び面接		○	○	-	1	○	1	2	-	○	○	有								有
34	ホテル等建築審査会	都市計画課	H17.5	条例	教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	ホテル等の建築等に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	-	1	○	-	-	-	○	-	有								無	
35	東播都市計画事業西明石土地区画整理(鳥羽新田地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律 条例	土地区画整理法 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)施行規程	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有									無
36	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	区画整理課	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出、仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有									無
37	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	区画整理課	H12.4	法律 条例	土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出、仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	7	9	9	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有									無
38	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律 条例	建築基準法 建築審査会条例	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6	0	0	1	7	4	3	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	×	-	-	3	×	-	-	法94条3項の公開による口頭審査を除き非公開	×	-	無									有
39	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業に係る工事の停止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告した事業者が当該勧告に従わなかった場合の公表に係る事項及び当該条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3	0	0	0	3	2	1	×	-	-	-	法律、都市計画、建築又は行政に関し優れた知識及び経験を要するため	○	○	-	0	×	-	-	-	×	-	有								有	
40	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律 条例	都市計画法 開発審査会条例	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街化調整区域における特例の開発許可等に関する審議を行う。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法律で委員の選出区分が定められ、学識経験者等が必要であるため	○	○	-	2	×	-	-	-	×	-	有									有
41	市立学校通学区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区域の設定、変更等について調査審議する。	4	1	0	9	14	11	3	×	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員会については、連合まちづくり協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから委嘱しているため	○	○	-	4	○	4	15	-	○	○	有									有
42	社会教育委員会	教育委員会事務局青少年教育課	S62.7	法律 条例	社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	青少年教育に関する事項及び社会教育団体に対する補助金交付に関する事項について意見を述べる。	5	1	0	7	13	8	5	×	-	-	-	連合PTA・連合自治協議会・民生児童委員等団体の代表者を市民代表として委員に選出しているため	○	○	-	2	○	2	0	-	○	○	有									有
合計							240	41	42	270	593	411	182	13	23	17	75		28	28		504	20	38	153		20	16										

(2) 規則・要綱等に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募				委員名簿の公表		開催 実績	会議の公開				会議録の公表				未達成理由				開催 予	備考							
			根拠	名称		学識 経験	市職 員	公募 市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募 者数		選考方 法	公募を行わ ない理由	可否	H28実 績	公表しない理 由	H28	可否	H28実 績	傍聴 者数 (延)	公開しない理 由	可否	H28実 績			個別H Pの有 無	委員数 20人以内	委員数 男女それ ぞれ3割以上	公募市民2割以上 (公募可としたも のに限る。)	委員名簿の公表 (公表可としたも のに限る。)	会議の公開 (公開可としたも のに限る。)	会議録の公表 (公表可としたも のに限る。)
1	「明石市民の警察官賞」表彰委員会	市長室	S56.10	要綱	「明石市民の警察官賞」表彰要綱	0	2	0	7	9	9	0	×	-	-	-	-	候補者の個人情報を扱うため	×	-	被表彰者選定に関する不当な圧力を防止するなど、審議の公平性・中立性を保持するため	1	×	-	-	候補者の個人情報	×	-	無		各種関係団体の代表者を選任しており、代表者に女性が少ないため							無
2	長期総合計画推進会議	政策室	H23.7	要綱	長期総合計画推進会議設置要綱	2	0	4	6	12	7	5	○	-	-	-	論文及び面接	-	○	○	-	3	○	3	30	-	○	○	有									有
3	工事成績評定委員会	工事検査課	H16.7	要綱	工事成績評定委員会設置要綱	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	1	×	-	-	審議の公平性・中立性を保持するため	×	-	無		工事検査の専門的知識を有する女性が少ないため								有
4	健康管理委員会	人事課	H21.6	要綱	メンタル疾患職員への対応等に関する要綱	3	2	0	0	5	4	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	4	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(専門医等)に合致する女性が少ないため							有	随時開催
5	入札監視委員会	契約課	H14.11	要綱	入札監視委員会設置要綱	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	専門的な知識を要し、利害関係者等を除外するため	○	○	-	2	×	-	-	入札・契約制度に関する情報を扱うため	○	○	有									有	
6	公共施設配置適正化に関する有識者会議	財政健全化室	H27.7	要綱	公共施設配置適正化に関する有識者会議設置要綱	3	0	0	1	4	3	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	0	○	-	-	-	○	-	有		公共施設配置適正化の取り組みに関する学識経験を有する女性が少ないため								無
7	市民活動サポート事業審査会	市民協働推進室	H25.4	要綱	明石市民活動サポート事業要綱	0	0	0	4	4	2	2	×	-	-	-	様々な分野にわたる市民活動団体の公益性を審査するにあたり専門的な知識が必要なため	×	-	補助金交付を決定する審査であるため事前公表することによって起る弊害を防ぐため ※事後公表は可	1	×	-	-	審査会自体は公開しているが、補助金交付団体を決定する会議は中立性を保持するため	×	-	有								有		
8	自治基本条例市民検証会議	市民協働推進室	H27.7	要綱	自治基本条例	2	0	2	3	7	5	2	○	-	-	-	論文及び面接	-	○	○	-	3	○	3	14	-	○	○	有		学識経験者・各種団体の代表者に女性が少ないため							有
9	予防接種健康被害調査委員会	健康推進課 地域医療課	S56.8	要綱	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	9	1	0	0	10	9	1	×	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	0	×	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	有		充て職、その他専門医として県の推薦する医師、明石市医師会からの推薦医師の大半が男性であったため							無	随時開催
10	地域自立支援協議会	障害福祉課	H22.2	要綱	地域自立支援協議会設置要綱	1	0	4	11	16	11	5	○	-	-	-	論文	-	○	○	-	4	○	4	13	-	○	○	有								有	
11	福祉事務所入所判定委員会(老人ホーム入所判定委員会)	高齢介護室	S60.4	要綱	福祉事務所入所判定委員会設置要綱	2	2	0	4	8	8	0	×	-	-	-	厚生労働省通知で委員構成が定められているため	×	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	6	×	6	-	個人情報等を扱うため	×	-	無		厚生労働省通知で委員構成が定められているため							有

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数					委員公募					委員名簿の公表			開催 実績	会議の公開			会議録の 公表		個別HP の有 無	未達成理由					開催 予定	備考						
			根拠	名称		学識 経験	市職 員	公募 市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募 者数	選考方 法	公募を行わ ない理由		可否	H28実 績	公表しない理 由	H28 可否	H28実 績		併 登 者 数 (延)	公開しない理 由	可否	H28実 績	委員数 20人以内			委員数 男女それ ぞれ3割以上	公募市民2割以上 (公募可としたも のに限る。)	委員名簿の公表 (公表可としたも のに限る。)	会議の公開 (公開可としたも のに限る。)	会議録の公表 (公表可としたも のに限る。)	H29
12	地域包括支援センター運営協議会	高年介護室	H18.5	要綱	地域包括支援センター運営協議会設置要綱		1	0	2	6	9	5	4	○	0	2	4	論文	-	○	○	-	3	○	3	5	-	○	○	有								有
13	地域総合支援センター設置検討委員会	高年介護室		要綱	地域総合支援センター設置検討委員会設置要綱		1	0	0	12	13	10	3	×						○	○	-	3	○	3		○	○	有							有	新規	
14	地域密着型サービス運営委員会	高年介護室	H18.8	要綱	地域密着型サービス運営委員会設置要綱		2	0	2	5	10	4	6	○	1	2	3	論文	-	×	-	-	5	×	-	-	事業所選定の公正の確保のため	○	○	有								有
15	こども基金運営委員会	子育て支援課	H17.9	要綱	こども基金運営委員会設置要綱		1	0	2	4	7	2	5	○	0	2	2	論文	-	○	○	-	3	○	0	-	-	○	×	有							有	審査方針等が審議事項であり、公平性・中立性を保持するため非公開としたもの
16	農業振興地域整備促進協議会	農水産課	S47.7	要綱	農業振興地域整備促進協議会設置要綱		2	0	0	12	14	12	2	×	-	-	-	-	-	○	○	-	0	○	0	0	-	○	-	無							有	法に定めがある団体代表に女性が少ないため
17	地域公共交通会議	交通政策課	H19.6	要綱	地域公共交通会議設置要綱 道路運送法施行規則		0	1	0	11	12	12	0	×	-	-	-	-	-	○	○	-	2	○	2	1	-	○	○	有							有	行政・交通事業者・各市民団体の代表からなるが、代表者に女性が少ないため
18	都市景観アドバイス会議	都市計画課	H24.8	要綱	都市景観アドバイス会議設置要綱		5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	-	2	×	-	-	特に民間事業者は販売戦略等があり、構想・計画段階で公表することで、事業活動を阻害する恐れがあるため。	×	-	無							有	学識経験者に女性が少ないため
19	教科用図書明石地区選定委員会	教育委員会事務局学校教育課	H28.6	要綱	教科用図書明石地区選定委員会設置要綱		1	0	0	7	8	5	3	×	-	-	-	-	教科書採択の公正確保のため	×	-	-	2	×	-	-	教科書採択の公正確保のため	○	○	無							有	
20	明石市教育支援委員会	教育委員会事務局学校教育課	S27.5	規則	明石市教育支援委員会規則		6	4	0	8	18	11	7	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	-	4	×	-	-	個人情報等を扱うため	×	-	無							有	
合計						49	12	16	102	180	129	51	6	6	11	30				11	11		49	9	24	63	12	9										

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

①判断基準

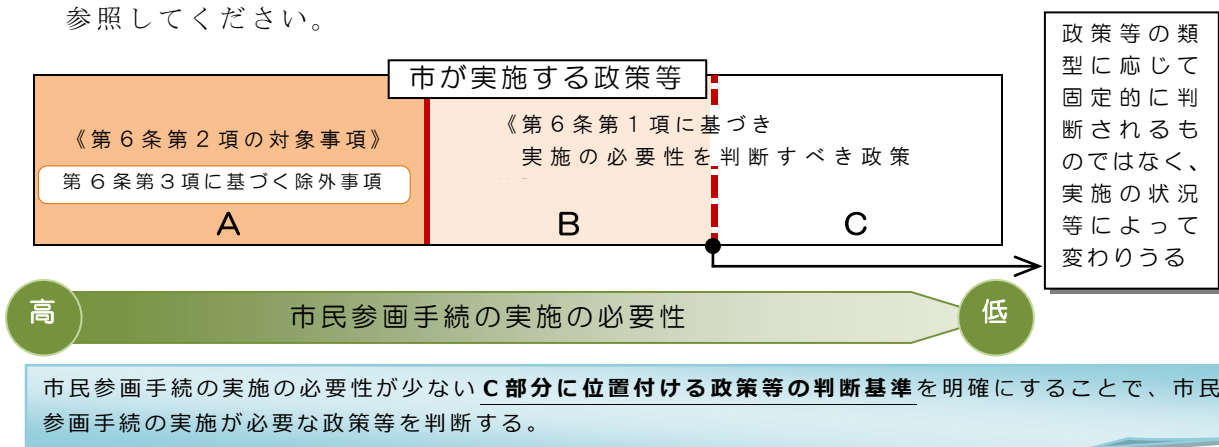
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、

一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要がある等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。
意見公募	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報など非公開情報を取り扱うため。 	
審議会等	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。 	
【委員名簿の公表】		
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。 	

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	【会議・会議録の公開】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。 ・法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。

Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

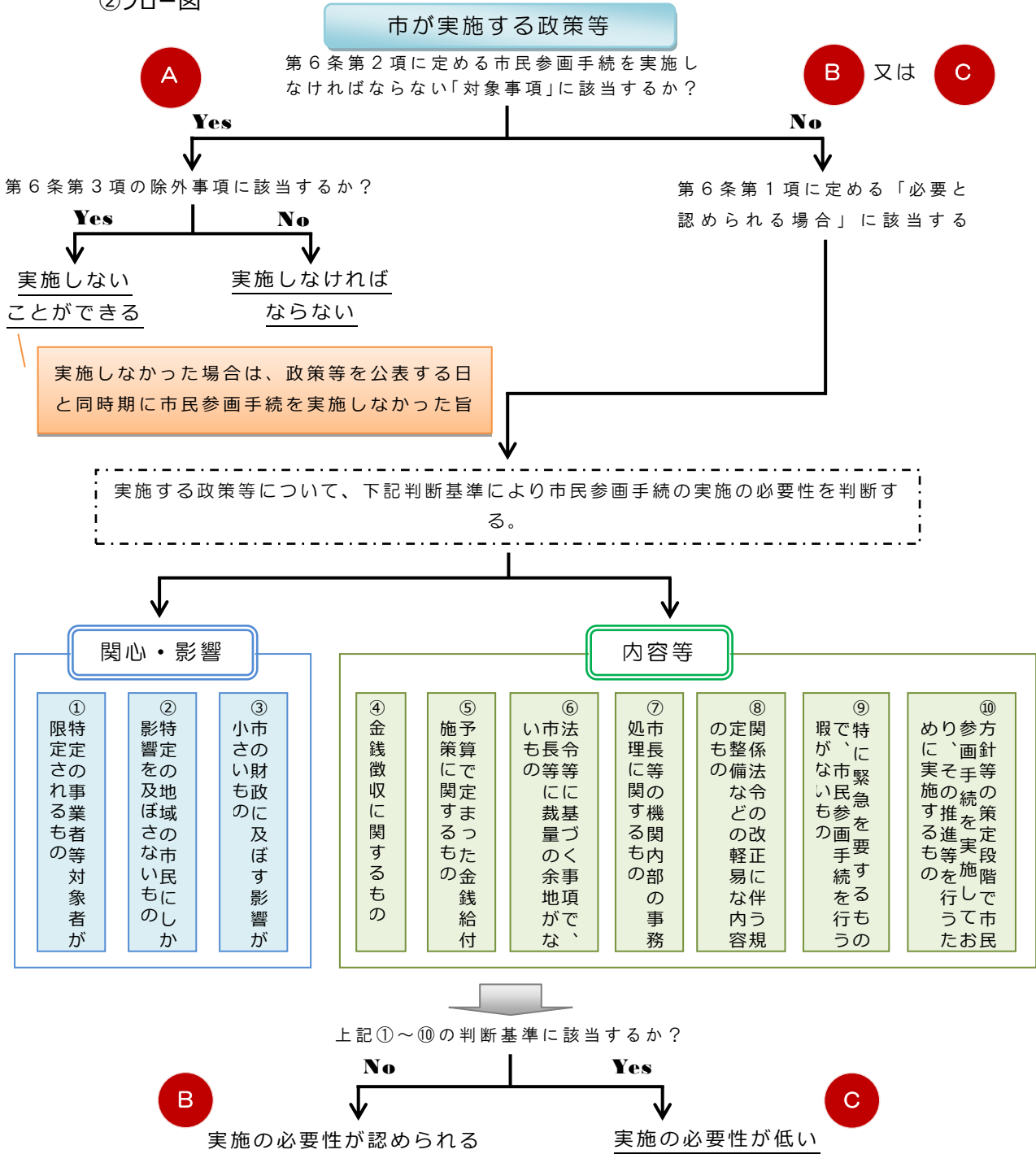
市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

なお、評価の対象としない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、実施状況を市民参画推進会議に報告し、ホームページ等で公表することとします。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等 	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうか </div>	

②フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。